



基 発 第 0 9 0 8 0 0 1 号
平 成 1 5 年 9 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

指定教習機関に対する指定の取消しに伴う措置について

今般、大阪労働局及び和歌山労働局が指定していた指定教習機関に関して別紙1に掲げる不正行為が判明し、両労働局において指定の取消しが行われたところである。

このような不正行為は技能講習制度そのものの信頼を著しく損なうものであり、再発防止の徹底を図る必要がある。

ついては、管内の指定教習機関に対し、関係法令及び業務規程の遵守を強く指導するとともに、昭和58年2月17日付け基発第72号「検査代行機関等に対する監査指導の実施について」に基づき監査指導の徹底を図り、不正事案が判明したときは指定の取消し、業務停止命令を含め厳正な措置を講ぜられたい。

なお、社団法人全国指定教習機関協会に対しては別紙2により指定教習機関における不正行為の防止について要請しているので申し添える。

事案の概要

指定教習機関であるコマツ教習所（株）大阪センタ及び同和歌山センタにおいて監査を実施したところ、3年間にわたり次の不正行為が行われていたことが判明したため、大阪労働局及び和歌山労働局において聴聞等の手続きを経た上で両センタに対する全ての区分の指定を取り消した。

- ① 講習未実施にもかかわらず技能講習修了証を交付していたこと。
- ② 法令で定められた学科時間又は実技時間を大幅に短縮し、技能講習修了証を交付していたこと。
- ③ 無資格講師による技能講習を実施していたこと。
- ④ 指定地域外で技能講習を実施していたこと。

別紙 2

基発第0908002号

平成15年9月8日

社団法人全国指定教習機関協会

会長 野原 石松 殿

厚生労働省労働基準局長

指定教習機関における不正行為の防止について

指定教習機関は労働安全衛生法に基づき国の代行機関として技能講習又は教習を行う機関であり、その業務の執行に当たっては、他の適用事業場にも増して法令等の遵守が強く求められている。

しかしながら、今般、貴協会会員である指定教習機関において別紙に掲げる不正行為が判明し、所轄労働局長から当該指定教習機関の指定の取消しの処分が行われた。

このような不正行為は労働安全衛生法に違反することはもとより、指定教習機関の受講者に対する信頼を大きく裏切るものであり、極めて遺憾である。

行政としては、今後ともかかる不正行為に対して取消処分を含め、厳正に措置する所存であり、ついては、不正行為を根絶し、適正な技能講習又は実技教習の実施を確保するため、貴協会では会員に対し、関係法令及び業務規程の遵守について徹底されたく強く要請する。

別紙

事案の概要

指定教習機関であるA機関及びB機関において3年間にわたり次の不正行為が行われていたことが判明したため、所轄労働局において聴聞等の手続きを経た上で両機関に対する全ての区分の指定を取り消した。

- ① 講習未実施にもかかわらず技能講習修了証を交付していたこと。
- ② 法令で定められた学科時間又は実技時間を大幅に短縮し、技能講習修了証を交付していたこと。
- ③ 無資格講師による技能講習を実施していたこと。
- ④ 指定地域外で技能講習を実施していたこと。